

## 街なみ整備助成事業補助金 交付要綱を改正しました

### 【ご注意】

- ◆街なみ整備基準に適合したものが交付対象となります。
- ◆修繕工事の補助ではなく、修景工事への補助です。
- ◆補助を受けるには三次市歴みち協議会との協議が必要です。



### ～ 補 助 内 容 ～

令和2年4月改正

詳しくは『三次市三次町街なみ整備助成事業補助金交付要綱』  
をご確認ください。

番号	対象物件	補助率	補助限度額	摘要
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第1号に該当する特殊建築物	1/2	3,000,000円	
2	1以外の住宅、店舗、事務所、車庫、倉庫、物置等の建築物	1/2	1,500,000円	
3	屋外広告物（看板）	1/2	200,000円	
4	塀、門（簡易なもの）	1/2	200,000円	
5	塀、門（隣家と1階軒高を揃え、屋根瓦を備えたもの）	1/2	1,500,000円	隣家と1階軒高をあわせることとし、道路面より1.8m程度の高さを有し、屋根瓦と扉を備えたものを対象とする。扉は必要時以外は閉じて、連たん性を保つこと。
6	その他（市長が特に認めたもの）	1/2	300,000円	
7	簡易な改修 （空調室外機カバー、郵便受、新聞受、自動販売機、電気メーターカバー、プロパンガスカバー）	1/2	15,000円 (1個)	補助対象建築物は、既に修景を実施若しくは、既存建築物でまちなみ整備基準を満たしているものとし、この表の1の項、2の項、4の項又は5の項と同時に行う場合は対象外とする。同一建築物につき4個、6万円を上限とする。補助対象物の内、電気メーターカバー及びプロパンガスカバーについては、本来の用途を阻害しないものとし、家屋に付随しているものを対象とする。

お問い合わせ先

三次市 建設部 都市建築課 都市計画係

☎ 0824-62-6160